

平成19年度第3回千葉市消費生活審議会 消費者施策のあり方検討部会議事録

1 日 時 平成19年10月23日(火) 午前9時30分～11時35分

2 場 所 暮らしのプラザ 2階 消費者活動コーナー

3 出席者 (委員)

小賀野晶一部会長、鈴木牧子委員、菊地五月男委員

(欠席者：山岡昭吉委員、河井恵子委員)

(事務局)

鈴木生活文化部長、松戸消費生活センター主幹、西尾所長補佐、

山本消費生活係長、山口相談啓発係長、和田主任主事

4 議 題

(1) 個別施策のあり方について

(2) 施策推進のための方策について

(3) 答申案について

(4) その他

5 議事の概要

(1) 個別施策のあり方について

事務局から個別施策として消費者施策推進のための基本方針の中に盛り込む内容について説明し、個別施策のあり方についての意見交換が行われた。

(2) 施策推進のための方策について

消費者施策を計画的、効果的に推進するにあたり、「消費者被害の未然防止・拡大防止」、「消費者教育の推進」、「高齢者、障害者に対する支援」及び「多重債務者への対応」の4項目について消費者施策上の重点項目として基本方針の中に盛り込むこととした。

消費者施策の実効性を確保するための取組みとして、「推進体制の整備」、「点検・評価、実施状況の公表」、「緊密な連携」及び「新たな問題への対応」の4点を基本方針の中に盛り込むこととした。

これまで検討してきた「消費者施策推進のための基本方針」の名称について、「基本計画」とすべきであることを答申案の中に盛り込むこととした。

(3) 答申案について

事務局から答申案の構成内容について説明し、答申案の中に盛り込むべき事項についての意見交換が行われた。

今回の意見を踏まえ事務局が答申案を作成、委員へ送付し、意見等があれば事務局へ直接伝えることにより、第4回目の検討部会は開催しないこととした。

(4) その他

策定までの今後のスケジュールについて事務局より説明を行った。

7 会議経過

- ・会議は公開。(傍聴人なし)
- ・部会委員5人のうち3人出席により部会は成立。
- ・小賀野晶一部会長の議長により議事に入る。

議題(1) 個別施策のあり方について

(部会長)

本日の検討部会の議題(1)は、前回の検討部会の中で5つの「今後の消費者施策の基本的方向」のうち4番目までを検討したので、本日は5番目の「複雑・多様化する社会への対応」について細かく検討していく。

議題(2)「施策推進のための方策について」では、これまで検討した「消費者施策推進のための基本方針」を実行していくために必要となる体制などについて検討していく。

議題(3)「答申案について」では、「市民の安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策のあり方」について市長より諮問を受けたことに対し、千葉市消費生活審議会としての答申案の骨子について検討していく。

それでは、議題(1)の個別施策のあり方について、基本的方向の5番目「複雑・多様化する社会への対応」について事務局より説明を願いたい。

(事務局)

<資料7、8を基に「5 複雑・多様化する社会への対応」について説明>

(部会長)

ただいまの事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。

(委員)

質問が2点ある。

1点目は、高度情報通信社会への対応について、多様な情報提供手段の確保とあるが、高齢者と若者とは情報の得方が違うということについてどのように認識しているのか。

2点目は、環境に配慮した消費生活の推進について、今まで環境局とタイアップして循環型ライフスタイルの推進に関する具体的な活動を行ったことはあるのか。それとも今後の課題として捉えているのか。

(事務局)

高齢者に対しては、市政だより、暮らしの情報いずみ、出前講座などを通して情報提供を行っている。元気な方に対してはある程度は浸透するのだが、外に出てこられない方に対してどのように情報を届けるかということが今後の課題である。足を使って根気強く継続してやっていかなければならないと認識している。

若者については、行政が発信する情報に無関心という傾向があるため、いかにこちらに

目を向けてもらえるかが重要である。大学などに出向いて講義やさまざまな場を使って情報を提供していくことや、催物についても若者の興味を引くようなものを開催し目を向けてもらう。

現在、情報提供手段として使っている市政だより、情報誌、ホームページだけでは足りないと認識しているので、足を使って出向いていくような啓発の仕方が必要になると考えている。もちろん今やっているものについても充実していかなければならないと考える。

環境局との連携としては、消費生活センターにおいて消費生活展を毎年1回開催している。その中で環境保全部に参加を求め、地球温暖化に関することや自然保護などに関する啓発展示を行っている。

(委員)

千葉市が打ち出したごみ1/3削減運動に関しては強力に推進していくという印象を受けた。

(部会長)

議題(3)の答申案の骨子でも今のような意見を踏まえて議論していきたい。

議題(2) 施策推進のための方策について

(部会長)

議題(2)「施策推進のための方策」については、「消費者施策上の重点項目」と「実効性の確保」とを分けて検討していきたいので、事務局より説明願いたい。

(事務局)

<資料9を基に「消費者施策上の重点項目」について説明>

(部会長)

ただいまの事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。

<各委員 意見なし>

(部会長)

それでは、次の「実効性の確保」について説明願いたい。

(事務局)

<資料9を基に「実効性の確保」について説明>

(部会長)

ただいまの事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。

(委員)

推進体制の整備について、表現は資料のとおりでよいと思う。横断的に推進するための連絡会議の設置も重要なことではあるが、個別施策の中で検討してきたように、具体的な個々の取組みの中での連携というところも必要であり、実効性を確保するための一つの手段であると思う。

（部会長）

庁内横断型の組織を新たに設置するという中で、その中に個別施策で出てくる関係部局が入ってくるものと思われるが、「取組3 緊密な連携」とも関連してくるが、弁護士会や司法書士会など外の機関との連携についても必要であると思われる。

（事務局）

庁内連絡会議については、これから基本方針を運用していくために庁内が連携して取り組む必要があるため新たに設けるということであり、全体の調整、点検、評価又は修正を加えていく場合に開催していく。構成員は個々の施策に係る所管課が中心となる。庁内の会議等を踏まえ、個別施策の所管課と施策を実施していくにあたって緊密な連携が必要ということで、その積み重ねも併せて同時に進行しながらやっていく。弁護士会等関係機関との連携についても「取組3」の中で連携してやっていきたい。

（委員）

他市の規定の中に日本司法支援センターを取り上げているので一言申し上げたい。かつては、弁護士に依頼する費用の立替制度を法律扶助協会がやっていたが、これを日本司法支援センターにおいて全国規模で行うようになった。例えば自己破産の申立費用の立替えなどは日本司法支援センターで立替えることが可能になった。消費者問題でも場合によっては費用を立替えることもあるということで、そのようなところとのネットワークの整備・強化の一例として挙げてあると思う。その点も踏まえて施策の実効性確保のためにやっていただきたい。

（部会長）

答申の中に「日本司法支援センター」の表記があるほうがよいか。

（委員）

答申の中に具体的に書くほうがよいかどうかは賛否両論があると思うが、費用を立替えるという側面でもいろいろな事業があるので、その辺で整理するのもよろしいかと思う。

（事務局）

現在、多重債務について取り組みは始めているが、多重債務者の支援にも日本司法支援センター等と連携していきたい。

（部会長）

他市では特定非営利活動法人などの表記も見受けられるので、このような団体を答申に盛り込むことができればよいと思う。

（事務局）

関西方面では消費者運動が大変活発であるが、千葉市においては活発に消費者運動を展開しているNPO法人はなかなか見当たらない。

（部会長）

ほかになにか意見、質問はあるか。

<各委員 意見なし>

(部会長)

それでは「実効性の確保」については、資料にあるとおり4項目について盛り込んでいくこととする。

この次の議題は「答申案」についてだが、これまで3回にわたり「市民の安全で安心して暮らしたの実現に向けた消費者施策のあり方」について、委員皆様の専門的な立場から貴重な意見を多数いただいた。これらの意見を参考にしながら「答申」が作成されることになる。

千葉市としては、この答申を参考にしながら「消費者施策推進のための基本方針」の策定に取りかかると思うが、ここで、その「基本方針」の名称について意見を申し上げたいがよろしいか。

<各委員 異議なし>

(部会長)

これまでの3回の検討部会の中で検討した内容をみると、「指針」という名称でよいのか疑問に思う。「指針」というのは「おおまかな方向付けを行う」というような趣旨があるように思う。この検討部会で検討してきた内容はもう少し踏み込んでおり、より体系的・計画的なものとして整理できそうに思うので、「指針」という言い方をやめて、むしろより重みがある「基本計画」という名称のほうがふさわしいように思う。「基本計画」となると、目標となる年度や数値で示せるものがあれば数値を示すことにもなり、計画的に中身を実行していくという趣旨がより強く出てくるように思う。委員皆様の検討の成果を「指針」という形ではなく、より重みのある言葉である「基本計画」としたいと思う。

事務局としては、名称を「基本計画」とした場合、なにか支障が生じたり、ほかへ影響が波及するようなことはあるか。

(事務局)

特に影響はない。

(委員)

「基本計画」としていくのであれば具体的な数値を示す必要もある。数値にできるものとできないものがあると思うが、「基本計画」とするのに異存はない。

(部会長)

せっかく作るのだから、より実効性のある名称のほうがふさわしいし、市民の方からの理解、協力も得やすいのではないかと思うが、どうか。

<各委員 異議なし>

(部会長)

それでは、答申の中で、名称について触れていくということによろしいか。

<各委員 異議なし>

議題（３）答申案について

（部会長）

議題（３）「答申案」について説明願いたい。

（事務局）

資料１０に沿って説明させていただくが、内容としてはこの検討部会の総まとめとなっておりボリュームがあるため、区切りのいいところまで説明し、その都度、意見を伺いたい方がよろしいか。

<各委員 異議なし>

（事務局）

<資料１０を基に「目次」、「はじめに」、「基本方針の検討の背景」、「今後の消費者施策の基本的方向」について説明>

（部会長）

ただいまの事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。

（部会長）

消費者基本法が最初にできたのはいつか。

（事務局）

消費者保護基本法として制定されたのが昭和４３年で、これが消費者基本法に改正されたのが平成１６年となる。

（部会長）

ほかになにか意見、質問はあるか。

<各委員 意見なし>

（部会長）

それでは、次の説明を願いたい。

（事務局）

<資料１０を基に「個別施策のあり方 １消費生活の安全・安心の確保」について説明>

（部会長）

ただいまの事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。

（部会長）

コンプライアンス経営などやや難しい言葉が出てくるが、この言葉に対する説明は入るのか。

（事務局）

前回の検討部会で使用した資料には注釈が入っていたが、今回は答申ということで外しである。答申を受けて出来上がる「基本計画」には入れる予定である。

（部会長）

答申の相手は基本的には市長となるのだろうが、市長の向こうには市民がいる。

(部会長)

ほかになにか意見、質問はあるか。

<各委員 意見なし>

(部会長)

それでは、次の説明を願いたい。

(事務局)

<資料10を基に「個別施策のあり方 2 消費者被害の未然防止・被害の救済」について説明>

(部会長)

ただいまの事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。

(部会長)

消費生活相談にかかる法律的な問題について弁護士からの助言を受けることができる制度とあるが、ほかの施策をみると弁護士会とともに司法書士会が併記されているので、ここにも司法書士を入れたらどうか。

(事務局)

現在、月に1回弁護士会の支援により弁護士をアドバイザーとして派遣していただき、定例的に相談員が事例を挙げ、助言を受けるということをやっている。これを活用していくというものである。

(部会長)

ほかになにか意見、質問はあるか。

<各委員 意見なし>

(部会長)

それでは、次の説明を願いたい。

(事務局)

<資料10を基に「個別施策のあり方 3 消費者の自立支援」について説明>

(部会長)

ただいまの事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。

(部会長)

課題1と課題2とで「地域、学校、家庭、職場」の順番が違っている。特に順番に優先順位がなければ同じ並びのほうがよい。

課題2の個別施策の中で「消費者教育の進め方等」とあるが、「消費者教育の内容や進め方等」に改めたほうがよい。

課題3の個別施策の中で「消費者、事業者との意見交換会」とあるが、「消費者と事業者との意見交換会」としたほうがよい。

(部会長)

ほかになにか意見、質問はあるか。

<各委員 意見なし>

(部会長)

それでは、次の説明を願いたい。

(事務局)

<資料10を基に「個別施策のあり方 4 消費者の年齢その他の特性に対する配慮」について説明>

(部会長)

ただいまの事務局の説明について、何か意見、質問等はあるか。

(委員)

課題1の個別施策の中で「文字の大きさ等に配慮した読みやすく理解しやすい啓発冊子を作成する」とあるが、課題2の個別施策では、「情報提供を推進するとともに、内容の充実を図る」とある。情報提供の点まで考えて施策を打ち出しているのであれば、この部分にも「作成し、効果的に配布する」などの「作成したうえでどうする」の部分まで書いたほうがよい。

(部会長)

課題1の表題が「高齢者、障害者」となっているので、その下の文章の「高齢者や障害者など」の「など」は取ったほうがよい。

個別施策の文章だけが「高齢者等」となっているので、この部分も他の表記と合わせたほうがよい。

若者という表現はやわらかい感じがするおもしろい表現である。

(委員)

実際問題として、施策をこれだけ用意したのに受け手は全然関心を持たないという感じがする。そうかといって放っておくわけにもいかないし、この辺は難しい問題である。ただ、このようなことにも配慮しているという方針を打ち出すことは大変結構なことである。

(事務局)

若者に代わる言葉としては、「若年者」や「若年層」などがよく使われている。

(部会長)

行政が発信する情報に無関心な層が多いようだが、中には情報を欲している人もいて、被害防止に関する情報を読んで被害が未然に防止されるということが予想されるので、やはり必要である。

(部会長)

ほかになにか意見、質問はあるか。

<各委員 意見なし>

(部会長)

それでは、次の説明を願いたい。

（事務局）

<資料10を基に「個別施策のあり方 5 複雑・多様化する社会への対応」について説明>

（部会長）

ただいまの部分は今日検討した部分なので、次の説明を願いたい。

（事務局）

<資料10を基に「消費者施策の推進に向けて」「参考資料」について説明>

（部会長）

ただいまの事務局の説明について、及び全体を通して何か意見、質問等はあるか。

（部会長）

目次のところに「基本方針」という言葉が出てきており、その後は「基本方針」について検討しているわけだが、最後の部分で名称を「基本計画」に変えたいというような構成となるのか。

（委員）

最初を書くという方法もある。諮問の内容との関連になるかと思われる。

（部会長）

答申としてまとめるときは、諮問との関連で冒頭のほうで「基本計画」としてやっていったほうが、中身は基本計画であるという感じにはなる。

（事務局）

8月10日の諮問書の中では「基本方針」や「指針の策定」というような文言は使われていない。消費者行政の枠組みを越えて施策を再構築する必要があるということで、市民の安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策のあり方について意見を求めるということで諮問させていただいた。

事務局としては、第2次5か年計画で「消費生活指針の策定」が位置づけられているので、「指針の策定」「基本方針」ということを踏まえているが、審議会からの答申で最初から「基本計画」という形をとっていただいて、最後のところで「基本計画にすべきである」という形でもよろしいかと思う。

（部会長）

そうなると目次の部分も変わってくることになるか。

（事務局）

変わることになると思われる。

（部会長）

具体的な検討の中身は基本計画であるということで、答申については、むしろ基本計画のための答申をつくったという形でまとめていきたいが、それでよろしいか。

<各委員 異議なし>

(部会長)

ほかになにか意見、質問はあるか。

<各委員 意見なし>

(部会長)

今後の検討部会の進め方であるが、今日の検討内容は答申案の骨子ではあったが、文章表現までを含めてかなり答申案に近い審議をしたかと思う。次回、検討部会を開催したとしても、今回と同じように、基本的には文章表現の仕方や言葉の使い方などが中心になるかと思われる。

そこで、今日の意見を踏まえて事務局のほうで答申案を作ってもらい、案を皆様の自宅に送付し、それを吟味・検討していただき、意見などがあれば事務局に直接意見を出す形で答申をまとめていくこととしてよろしいか。

<各委員 異議なし>

(部会長)

それでは、第4回目の検討部会については開催せずに、そのような形とさせていただく。

事務局案はいつ頃送付されて、また、いつまでに返事をしたらよいかについて説明願いたい。

(事務局)

今日ご検討いただいた内容をさらに吟味し、最終形に近いものを今週末までには発送したいと考えている。意見などがあれば11月2日の金曜日までをお願いしたい。

(部会長)

了解した。

議題(4)その他

(部会長)

次に「その他」として、事務局から何かあるか。

(事務局)

策定までの今後のスケジュールについて説明させていただく。

11月22日の木曜日、午後2時より消費生活審議会を開催する予定である。開催案内については、後日、改めて文書を皆様に送付するが、この審議会では、小賀野部会長より報告をしていただき、答申案について審議会委員の皆様に意見を伺い、その場での意見などを踏まえ、消費生活審議会としての「答申」を確定していただくこととなる。その確定したものを市長に答申していただくことになる。答申の時期については、11月26日を予定している。

その後、答申の内容を基に関係各課との意見調整を行いながら原案を作成し、市政だよりの来年1月1日号でパブリックコメントを実施する。意見の募集期間として1か月の期間を取るため、その後、寄せられた意見に対する市の考え方を公表して、来年3月中には

策定していきたいと考えている。

なお、答申の会場には藤井消費生活審議会長と小賀野部会長に同席していただきたいと考えている。細かい日程などについては後日連絡させていただく。

事務局からは以上であるが、今回をもって「消費者施策のあり方検討部会」は終了となるので、部長の鈴木より一言ごあいさつをさせていただきたい。

< 挨拶 >

(部会長)

それでは、今回をもって消費者施策のあり方検討部会は終了となる。皆様には忙しい中部会の運営に協力していただきありがとうございました。

(事務局)

< 終了の挨拶 >

< 閉 会 >